

防 第 86 号の2
平成 25 年 8 月 6 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

柏崎市長 会 田 洋

柏崎刈羽原子力発電所フィルターベント設備
に係る事前了解について（回答）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書第 3 条に基づき、平成 25 年 7 月 5 日付け原管発官 25 第 228 号で申請のこのことについて、下記の条件を付して了解します。

記

- 1 原子力規制委員会が行う所要の審査において、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機のフィルターベント設備の新規制基準への適合が確認されること。
- 2 シビアアクシデント対策及びフィルターベント設備について、原子力規制委員会への申請内容並びに審査の過程及び結果を、適時適切に市民に対して分かりやすく説明し理解を求めること。
- 3 フィルターベント設備の運用方法については、原子力防災対策とりわけ住民避難計画との整合を図る必要があることから、本市及び関係機関と十分な協議を行うこと。